

栗山町職員等の内部通報制度の概要

1. 目的

栗山町及び栗山町職員についての法令違反行為等に関する職員等からの通報及び相談への対応手続（通報方法、通報窓口、調査・措置の流れ等）及び、通報者等の保護に関する規定を定め、本町における法令遵守等を推進する。

2. 内部通報

職員等が不正の利益を得る目的、若しくは他人に損害を加える目的その他の不正の目的ではなく、本町又は職員について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報すること。

(1) 通報者（職員等の定義）

- ・本町の職員（会計年度任用職員等を含む）
- ・本町との委託契約、請負契約その他契約に基づいて業務を行う者又は当該業務に従事している者
- ・指定管理者又はその管理業務に従事している者
- ・上記の者であった者

(2) 通報対象事実

- ・本町の事務又は事業における法令（条例、規則等を含む）に違反し、又は違反する恐れのある事実

(3) 通報先

- ・総務課に「内部通報・相談窓口」を設置し、職員等からの通報や相談を受け付ける。

※内部通報・相談窓口の事務を総括する管理者として「内部通報管理者」を設置（総務課長）

(4) 通報方法

- ・「内部通報・相談窓口」へ文書等で提出 （別記様式）

※内部通報は、客観的かつ具体的な根拠を示して通報する場合を除き、実名で行う。

※職員等は内部通報の相談を、内部通報管理者に電話・文書・面談等により行うことができる。

3. 内部通報の処理等

- (1) 通報を受けた内部通報管理者は通報対象事実でないことや虚偽であることが明らかの場合などを除き、それを受理し、内部通報委員会に報告する。（受理しない場合は、その理由も含め通報者へ通知）

- (2) 内部通報委員会において調査の必要性があると認めたときは、調査員を指定し調査を実施する。

- (3) 調査員は、調査結果を内部通報委員会に報告し、委員会において内部通報に係る事実の存在について審議を行う。

- (4) 内部通報委員会は審議結果を町長に報告し、町長は、事実が存在する場合、その事実の是正、又は再発防止のために必要な措置を講じる（審議結果及び措置等の内容について通報者へ通知）。

※「内部通報委員会」は、委員長：副町長、副委員長：教育長、委員：各総括、総務課長で構成

4. 通報者の保護

- (1) 通報者等の秘密は保護される。

- (2) 通報及び相談（通報等）したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

- (3) 通報等をしたことを理由とする不利益な取扱い等を行った者に対し、懲戒処分等適切な措置を取らなければならない、正当な理由がなく通報等に関する秘密を漏らしたり、不当な目的に使用した職員についても同様とする。

5. 町民等からの通報の取扱い

上記の通報対象事実について、町民等から通報があった場合は、職員等からの内部通報の処理に準じて対処するものとする。